# ソーホーかごしま創業準備ブース使用者募集要項

## 1 趣旨

この要項は、「ソーホーかごしま」の創業準備ブースの使用者募集にあたり、応募者 及び応募方法等に関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 施設の概要等

- (1) 名称
  - ソーホーかごしま
- (2) 所在地

鹿児島市易居町1番2号 鹿児島市役所みなと大通り別館6階

- (3) 施設概要
  - ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
  - イ 創業準備ブース 8ブース
  - ウ その他施設 入居用施設、会議室、交流サロン、レンタルブース、商談コー ナー
- (4) 使用時間·供用休止日
  - ア 創業準備ブース 午前9時から午後7時まで
  - イ 入居用施設 24時間使用できます。
  - ウ 会議室 午前9時から午後9時30分まで
  - エ 交流サロン 午前9時から午後7時まで
  - オ レンタルブース 午前9時から午後7時まで
  - カ 商談コーナー 24時間使用できます。
  - ※ 供用休止日 日曜日・祝日・年末年始(ただし入居用施設は除く。)
- (5) 創業準備ブースの設備
  - ア 基本設備:専用デスク、事務用チェア、電気スタンド、袖机、ロッカー
  - イブースは、ローパーテーションによる仕切り。
  - ウ電話、FAXは設置しておりません。
  - エ 専用のパソコン、プリンター機器類は設置しておりません。 (インターネット回線は各ブースまで引き込んであります。)
- (6) その他設備

乗用エレベーター2基(11人乗り、積載荷重750kg)

## 3 応募できる者の要件

創業準備ブースを使用できる者は、情報通信技術を活用し、新たに創業しようとする者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとします。

- (1) 鹿児島市、日置市、いちき串木野市、姶良市に居住する個人又は市内に居住する 者を代表者とするグループ
- (2) 鹿児島市、日置市、いちき串木野市、姶良市に事業所を現に設置し、又は新たに 設置しようとする個人又はグループ
- ※ <u>創業に対する熱意・意欲</u>を有する方、具体的かつ実現可能な事業計画を有する方 を対象としています。

#### 4 使用期間

**3ヶ月以内**とします。

ただし、1年を超えない範囲で、審査のうえ、3か月ごとに使用期間の更新ができますが、当施設は、より多くの創業準備者に、事業計画の作成や会社設立準備など創業に必要な諸準備を行っていただくために設置した施設ですので、できるだけ早期の創業を目指して活動を行っていただきます。

なお、使用期間は月単位です。

1ヶ月目の使用期間は、使用許可を受けた日からその日の属する月の末日までです。

## 5 使用料

創業準備ブースの月額使用料は次の表のとおりです。 使用料は前月末日までの支払いです。

	面 積	月額使用料
各ブース共通	$3. 96 \text{ m}^2$	10,000円

## 6 応募方法

## (1) 申込書類

次の書類を記入のうえ、鹿児島市産業創出課へ持参または郵送してください。 (郵送の場合は、簡易書留によること。)

ア ソーホーかごしま創業準備ブース使用申込書

イ 事業計画書

ウ 個人の場合は、住民票1通 グループの場合は、代表者の住民票1通

## ※申込用紙の取得方法

- ・ア、イについては、電話、電子メールでご連絡いただければお送りいたしま す。
- また、下記のホームページからダウンロードすることもできます。
  - ○鹿児島市ホームページ

http://www.city.kagoshima.lg.jp/

ホーム > 産業・ビジネス > 商工業 > 創業・起業支援 > ソーホーか

## ごしま「創業準備ブース」使用者募集中

○ビジネス・インキュベーションかごしまホームページ

http://bi-kagoshima.jp/soho/index

(2) 申込受付期間及び時間

随時受付中です。(ただし土曜日・日曜日・祝日は除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし正午から午後1時は除く。)

(3) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 (鹿児島市役所みなと大通り別館5階)

電話番号 099-216-1319

E-mail san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

## 7 使用者選考

- (1) 選考方法
  - ・事務局による要件審査
  - ・鹿児島市インキュベーション・マネージャー(以下「IM」という。)による書類 選考

※なお、提出いただいた事業計画書の内容等について、後日、個別面談を実施します。(日時については、改めてご案内いたします。)

(2) 選考時期

空きブースが出た時点で、事業計画書や面談結果等を考慮に入れ、必要数を選考 します。

(3) 決定通知

使用者決定の通知は文書で行います。

#### 8 使用許可申請

使用者として決定後、別途、使用許可申請書を提出していただきます。

#### 9 使用許可

随時、許可証を交付します。

#### 10 その他

(1) 「ソーホーかごしま」は、<u>単に低賃料で事務所を提供することを目的とした施設ではなく、</u>入居者の育成支援を行うビジネス・インキュベート施設です。また、「創業準備ブース」は、創業準備者に、<u>事業計画の作成や創業に必要な諸準備を行っていただくために設置</u>した施設です。

そのため、施設の使用にあたっては、以下の事項に同意していただきます。

- ア 当施設や I Mによる支援を可能な限り活用しながら、早期の創業実現を目指す こと。
- イ 創業準備や新事業への展開にあたって、IMのサポートを受け入れ、IMとの協力体制を築くことに理解を示すこと。
- ウ 本市が定期的に開催する、新規創業者向けのセミナー等を受講すること。
- エ I Mがサポートを行う際に参考とするための資料 (事業計画書等) の提出を行 うこと。
- (2) 当施設の使用開始後、支援を行っていく上で、<u>以下の事項に該当した場合は、使用</u> 許可を取り消す場合があります。
  - ア 申込時に提出された事業計画書等の記載内容と、実際の活動内容が著しく異なるとき。
  - イ 創業準備の進捗が思わしくない状況で、IMのサポートを受け入れないとき。
  - ウ 創業の達成が困難と思われるとき。
  - エ 創業の早期達成や自立して事業活動を行うことができると判断された場合など、 支援を必要としなくなったとき。
- (3) 専用駐車場はありません。
- (4) 使用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れのある使用、公序 良俗に反する使用、その他ソーホーかごしま条例及び同条例施行規則の規定に違反 する使用はできませんのでご了承下さい。
- (5) 提出していただいた申込用紙等は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- (6) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

## 【お問い合わせ先】

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

(鹿児島市役所 みなと大通り別館5階)

電話 099-216-1319 FAX 099-216-1309

E-mail san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp